

じ、設置場所の適否なども注意し、火災の防止に努めなければならない。

2 火気取締責任者は、前条の配置図についての取扱上の注意事項を職員に周知しなければならない。

第6条 略

別記第1号様式(第2条関係)

略

別記第2号様式(第3条関係)

略

_____。

(1) 火気の使用又は取扱いに関する指導監視

(2) 消防活動に支障のある物件の整理

(3) 消火器、消火栓及び避難器具の位置、数量及び使用方法の確認並びに職員に対する周知徹底

(4) 前3号に掲げるもののほか、火災の防止に関すること。

第6条 略

(帳票)

第7条 この規程の施行に関し必要な帳票の名称は次に掲げるとおりとし、その様式は水道事業等管理者が別に定める。

(1) 火気取締責任者選任・変更届

(2) 配置図

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。